

4. 地域密着型サービス事業者の指定(更新)について



加賀市健康福祉部長寿課

令和2年6月10日

地域密着型サービス事業所の 指定について

- ・ 地域密着型サービス事業所の指定は市が行う。
(指定期間は6年間)
- ・ 地域密着型サービス事業者の指定等については、
高齢者分科会への報告を経て行う。

指定更新申請書の提出

(受付期間R2.4~R2.6)

項目	内容		
申請者	医療法人社団 長久会	社会福祉法人 長久会	社会福祉法人 篤豊会
事業所名	グループホーム まどい	グループホーム いこいの家	小規模多機能居宅介護事業所 動橋ひまわりの家
サービス種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	小規模多機能居宅介護 介護予防小規模多機能居宅介護
定員数	9名	9名	22名
指定更新日	令和2年5月1日	令和2年5月23日	令和2年5月1日
事業内容の 主な変更点	なし	2ユニット(9名+6名) ⇒1ユニット(9名)に変更	なし